

障害福祉サービス報酬算定（加算・減算）点検表

別紙2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある（*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。）

生活介護

施設（事業所）名：

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
地方公共団体が設置している場合		965/1000	地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の場合		
定員超過利用減算		70/100	(1) 1日の利用者の数が次の数を超えた場合に減算 ①定員50人以下：定員の150% ②定員51人以上：定員+（定員-50）×25%+25 (2) 過去3か月の平均利用者数が定員の125%を超えた場合 (注) 定員が11人以下の場合：過去3か月の利用者の平均値が、利用定員の数に3を加えて得た数を超えた場合		
サービス提供職員欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70/100	指定基準により配置すべき看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、生活支援員の員数が基準を満たしていない場合に減算 ○1割を超えて欠如した場合はその翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ○1割の範囲内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70/100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50/100	5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
生活介護計画未作成減算	生活介護計画が作成されていない期間が3か月未満	70/100	生活介護計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間の減算		
	生活介護計画が作成されていない期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して生活介護計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間の減算		
開所時間減算		50/100	開所時間が4時間未満の場合に減算		
		70/100	開所時間が4時間以上6時間未満の場合に減算		
		※開所時間数は運営規程の営業時間（送迎に要する時間は含まない。）により認定し、個々の利用者の実利用時間数は問わない。			
大規模生活介護事業所減算	定員81人以上	基本報酬の991/1000	一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の事業所である場合に減算 ※複数単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限る。		
医師未配置減算		12/日を減算	看護師等により利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じ医療機関への通院等により対応することを前提として医師を配置しない場合に減算		

加算・減算項目			算定単位	要件等（概要）	届出	請求
身体拘束廃止未実施減算			所定単位の 1% (10%) を減算	①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 ①～④を1つでも満たしていない場合は、基本報酬から減算 ※（）内は指定障害者支援施設の場合		
虐待防止措置未実施減算			所定単位の 1% を減算	次の基準を、満たしていない場合に、所定単位の1%減算 ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
業務継続計画未作成減算			所定単位の 1% を減算	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ・当該業務計画に従い必要な措置を講じること。		
情報公表未公表減算			所定単位の 5% (10%) を減算	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告がされていない場合所定の単位数を減算する。 ※（）内は指定障害者支援施設の場合		
サービス管理責任者配置等加算 （共生型生活介護事業所のみ）			58／日	以下の要件をいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た場合に算定 ①サービス管理責任者を1名以上配置している ②地域に貢献する活動を行っている		
人員配置 体制加算	(Ⅰ)	定員20人以下	321／日	次の2要件をいずれも（障害者支援施設においては①のみ）満たす事業所において、区分3（50歳以上は区分2）以上の利用者に対して生活介護を提供した場合に算定 ①直接処遇職員を常勤換算方法で利用者数に対して1.5:1で配置 ②区分5・6又はこれに準ずる者（区分4以下で行動関連項目の点数の合計が8点以上又は区分4以下で喀痰吸引等を必要とする者）の総数が、60%以上		
		定員21人以上 60人以下	263／日			
		定員61人以上	245／日			
	(Ⅱ)	定員20人以下	265／日	次の2要件をいずれも（障害者支援施設においては①のみ）満たす事業所において、区分3（50歳以上は区分2）以上の利用者に対して生活介護を提供した場合に算定 ①直接処遇職員を常勤換算方法で利用者数に対して1.7:1で配置 ②区分5・6又はこれに準ずる者（区分4以下で行動関連項目の点数の合計が8点以上又は区分4以下で喀痰吸引等を必要とする者）の総数が、60%以上		
		定員21人以上 60人以下	212／日			
		定員61人以上	197／日			
	(Ⅲ)	定員20人以下	181／日	次の2要件をいずれも（障害者支援施設においては①のみ）満たす事業所において、区分3（50歳以上は区分2）以上の利用者に対して生活介護を提供した場合に算定 ①直接処遇職員を常勤換算方法で利用者数に対して2:1で配置 ②区分5・6又はこれに準ずる者（区分4以下で行動関連項目の点数の合計が8点以上又は区分4以下で喀痰吸引等を必要とする者）の総数が、50%以上		
		定員21人以上 60人以下	136／日			
		定員61人以上	125／日			
人員配置 体制加算	(Ⅳ)	定員20人以下	51／日	次の要件を満たす事業所において、区分3（50歳以上は区分2）以上の利用者に対して生活介護を提供した場合に算定 ①直接処遇職員を常勤換算方法で利用者数に対して2.5:1で配置		
		定員21人以上 60人以下	38／日			
		定員61人以上	33／日			
福祉専門職員 配置等加算		(Ⅰ)	15／日	常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所の場合に算定 ※(Ⅲ)と併給可能		
		(Ⅱ)	10／日	常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所の場合に算定 ※(Ⅲ)と併給可能		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
福祉専門職員配置等加算		(Ⅲ) 6／日	生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30%以上である事業所の場合に算定			
常勤看護職員等配置加算	(一)	利用定員が5人以下	利用定員に応じ、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数に乗じて得た単位数を加算する。			
	(二)	利用定員が6人以上10人以下				
	(三)	利用定員が11人以上20人以下				
	(四)	利用定員が21人以上30人以下				
	(五)	利用定員が31人以上40人以下				
	(六)	利用定員が41人以上50人以下				
	(七)	利用定員が51人以上60人以下				
	(八)	利用定員が61人以上70人以下				
	(九)	利用定員が71人以上80人以下				
	(十)	利用定員が81人以上				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(Ⅰ)	51／日	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上あって、視覚障害者等との意思疎通に関して専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。			
	(Ⅱ)	41／日	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上あって、視覚障害者等との意思疎通に関して専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。			
高次脳機能障害者支援体制加算		41／日	高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上あって、高次脳機能障害者支援者養成研修を終了した従業者を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合			
初期加算		30／日	新たに利用者を受け入れた場合に、利用開始日から起算して30日以内について加算			
訪問支援特別加算	所要時間 1時間未満	187／回	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったとき、生活介護計画等に基づき、利用者の同意を得て職員が居宅を訪問し、相談援助を行った場合（月に2回まで）			
	所要時間 1時間以上	280／回				
欠席時対応加算		94／回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者等への連絡調整等を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合（月に4回まで）			
重度障害者支援加算	(Ⅰ)	50／日	人員配置体制加算(Ⅰ)又は人員配置体制加算(Ⅱ)及び常勤看護職員等配置加算を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に加算			

加算・減算項目			算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
重度障害者支援加算	(Ⅱ)	(一)	360/日	生活支援員のうち20%以上強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 ※個別支援を開始した日から180日以内は+500単位			
		(二)	510/日	(一)を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 ※個別支援を開始した日から180日以内は(一)に加え+200単位			
	(Ⅲ)	(一)	180/日	生活支援員のうち20%以上強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 ※(Ⅲ)を算定する場合は、算定しない ※個別支援を開始した日から180日以内は+400単位			
		(二)	330/日	(一)を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 ※個別支援を開始した日から180日以内は(一)に加え+200単位			
	指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等の提供を行った場合は算定しない。						
リハビリテーション加算	(Ⅰ)	48/日	頸椎損傷による四肢麻痺その他これに類する利用者に対して、以下の要件をいずれも満たしたうえで生活介護等を行った場合 ①医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、リハビリテーション実施計画を作成している ②上記計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がサービスを行い、利用者の状態を定期的に記録している ③上記計画の進捗状況を定期的に評価、見直しをしている ④障害者支援施設等の場合、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、看護師、生活支援員等に日常生活上の留意点・介護の工夫等の情報を伝達している ⑤上記④以外の利用者の場合、職員が指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅サービス等の従業者に対し、日常生活上の留意点・介護の工夫等の情報を伝達している				
	(Ⅱ)	20/日	(Ⅰ)に規定する利用者以外に対して、(Ⅰ)の①～⑤のいずれも満たしたうえで生活介護等を行った場合				
利用者負担上限額管理加算			150/月	利用者負担合計額の管理を行った場合			
食事提供体制加算			30/日	収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が原則当該施設内の調理室を使用し、次の①から③までいずれも該当した場合 ①栄養士等が献立作成に関わること又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の栄養士等が栄養面を確認した献立である。 ②利用者ごとの摂食量を記録する。 ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6か月ごとに記録する。			
緊急時受入加算			100/日	地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
延長支援加算 ※施設入所者は、延長支援加算は算定できない。	(1)	100/日	所要時間9時間以上10時間未満の場合			
	(2)	200/日	所要時間10時間以上11時間未満の場合			
	(3)	300/日	所要時間11時間以上12時間未満の場合			
	(4)	400/日	所要時間12時間以上			
送迎加算	(I)	21/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合（利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用している場合） ※同一敷地内の送迎の場合、単位数の70%を算定する。 ※障害支援区分5以上又はこれに準ずる者が60%以上いる場合は、更に28単位/回を加算する。			
	(II)	10/片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用している）又は週3回以上の送迎を実施している場合 ※同一敷地内の送迎の場合、単位数の70%を算定する。 ※障害支援区分5以上又はこれに準ずる者が60%以上いる場合は、更に28単位/回を加算する。			
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(I) (初日～5日目)	500/日	障害者支援施設等で生活介護を利用する者が地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、当該障害者支援施設の従事者が、次の支援を行うとともに当該利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、支援の日数に応じて所定単位に代えて算定 ○体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った ○体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行った			
	(II) (6日目～15日目)	250/日				
	地域生活拠点等で連絡及び調整に従事する者を配置している場合	(I)(II)に加えて 50/日				
就労移行支援体制加算	(1)	定員が20人以下	42/日			
	(2)	定員が21人以上30人以下	20/日			
	(3)	定員が31人以上40人以下	18/日			
	(4)	定員が41人以上50人以下	14/日			
	(5)	定員が51人以上60人以下	10/日			
	(6)	定員が61人以上70人以下	8/日			
	(7)	定員が71人以上80人以下	7/日			
	(8)	定員が81人以上	6/日			
入浴支援加算		80/日	医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供しているものとして都道府県知事に届け出て、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算する。			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
喀痰吸引等実施加算		30／日	医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要な者に対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のための必要な知識・技能を修得するための研修を終了した職員が喀痰吸引を行った場合			
栄養スクリーニング加算		5／回	利用開始及び利用中6か月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合			
栄養改善加算		200／回	①管理栄養士を1名以上配置 ②栄養ケア計画を策定 ③栄養ケア計画に従い、必要に応じて居宅に訪問し、栄養改善サービスを実施し、栄養状態を定期的に記録 ④栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価 上記の4つにいずれも適合し、利用者の栄養状態の改善等を目的として、利用者の心身状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合、3月以内の期間に限り1月に2回を限度に所定単位数を加算する。ただし、栄養状態が改善せず、引き続き支援を行うことが必要と認められる場合、引き続き算定可能。			
集中的支援加算		1000／回	強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月4回を限度として単位数を加算する。			
福祉・介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)イ	所定単位の9.3%※を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。 ※指定障害者支援施設にあっては、11.3%			
	(Ⅰ)ロ	所定単位の9.7%※を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。 ※指定障害者支援施設にあっては、11.7%			
	(Ⅱ)イ	所定単位の9.2%を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。			
	(Ⅱ)ロ	所定単位の9.6%を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。			
	(Ⅲ)	所定単位の7.9%※を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。 ※指定障害者支援施設にあっては、9.6%			
	(Ⅳ)	所定単位の6.7%※を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。 ※指定障害者支援施設にあっては、7.9%			